

令和3年3月31日
自動車局整備課

大型車の車輪脱落事故撲滅に向けて

～ ホイール・ナットの緩み防止のため新たな点検の実施の方法を導入 ～

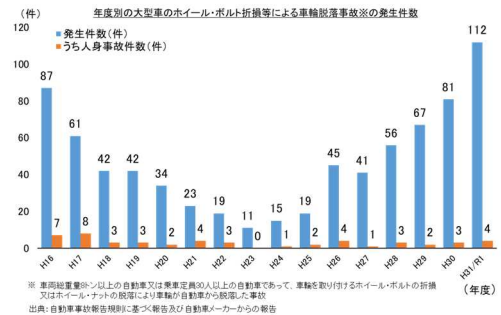
近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカを活用した新たな点検の実施の方法等を導入します。

1. 改正の概要

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、自動車の点検及び整備の実施方法を自動車使用者が容易に理解できるように定めた「自動車の点検及び整備に関する手引き」（平成19年国土交通省告示第317号）を改正し、ホイールナットマーカ等を活用した新たな点検方法や車齢4年以上の車両に車輪脱落事故が多く発生していることを踏まえ、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの交換目安等を規定します。

<大型車の車輪脱落事故件数>

- ・令和元年度の事故件数は過去最大
- ・詳細は令和2年10月30日のプレスリリース参照 (https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.html)



① 日常点検の実施の方法

- ・ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカを活用した目視によるホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩みの点検の明確化

② 定期点検（3ヶ月ごと）の実施の方法

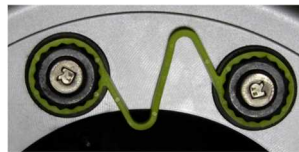
- ・新品から4年を経過したホイール・ボルト及びホイール・ナットを入念に点検することを交換の目安として明記

③ 整備の実施の方法

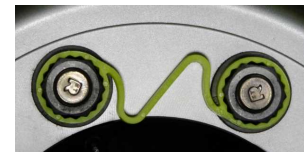
- ・タイヤ交換手順の明確化
- ・タイヤ交換後の増し締めの実施手順の明確化



ホイール・ナットへのマーキング例



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

ホイールナットマーカの装着例

(ホイール・ナット回転指示インジケータ（ISO方式）装着の場合)

2. スケジュール

公布：令和3年3月31日（本日）

施行：令和3年4月1日

<問い合わせ先>

自動車局 整備課 児島、川崎

代表:03-5253-8599（直通）、FAX:03-5253-1639

○国土交通省告示第二百七十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示

自動車の点検及び整備に関する手引（平成十九年国土交通省告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

2 日常点検の実施の方法

(略)

日常点検の実施方法

| 点検箇所 | 点検項目 | 点検の実施の方法 |
|-------------------------------|---------|---|
| (略) | (略) | (略) |
| 車の 周り から の 点 検 | (略) | (略) |
| | タイヤ | (略) |
| | □取付けの状態 | <p>○ ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異状はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にさび汁が出た痕跡はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 <p>○ ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検し</p> |

2 日常点検の実施の方法

(略)

日常点検の実施方法

| 点検箇所 | 点検項目 | 点検の実施の方法 |
|-------------------------------|---------|---|
| (略) | (略) | (略) |
| 車の 周り から の 点 検 | (略) | (略) |
| | タイヤ | (略) |
| | □取付けの状態 | <p>○ ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異状はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にさび汁が出た痕跡はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 <p>○ ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検し</p> |

| | | |
|-----|-----|---|
| | | <p>ます。なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあつては、<u>ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのマーキングを施しマーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。ただし、ホイール・ナット及びホイール・ボルトを一体で覆うインジケータにあつては、目視によりディスク・ホイールの取付状態を点検する際に、インジケータを取り外して点検しなければならないことに注意してください。</u></p> |
| | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |

(注) 1～4 (略)

3 定期点検の実施の方法

| | | |
|-----|-----|--|
| | | <p>ます。 <u>(タイヤ交換の際には、「3 定期点検の実施の方法」の「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」に示す方法その他の方法により点検し、タイヤ交換後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100 km走行後が最も望ましいとされています。）、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルク（自動車製作者が定めるトルク値をいう。）でホイール・ナットを締め付けます。この場合において、JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数（1個おき）のアウトター・ナットを緩めて、インナー・ナットを締め付けます。次に、緩めたアウトター・ナットを締め付けます。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウトター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じます。)</u></p> |
| | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |

(注) 1～4 (略)

3 定期点検の実施の方法

(略)

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

| 点検箇所 | 点検項目 | 点検時期 (年又は月ごと) | | | | | 点検の実施方法 |
|------|------|------------------|---------|------|-------|--------|---|
| | | 自家用乗用など | 自家用貨物など | 大型特殊 | 事業用など | 被牽引自動車 | |
| (略) | (略) | (略) | | | | | (略) |
| 走行装置 | ホイール | (略) | | | | | (略) |
| | | | | | 12月 | 12月 | ○ リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を行います。 ・ ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、 <u>亀裂や損傷、著しいさびの発生</u> はないか、ボルトに伸びは |

(略)

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

| 点検箇所 | 点検項目 | 点検時期 (年又は月ごと) | | | | | 点検の実施方法 |
|------|------|------------------|---------|------|-------|--------|---|
| | | 自家用乗用など | 自家用貨物など | 大型特殊 | 事業用など | 被牽引自動車 | |
| (略) | (略) | (略) | | | | | (略) |
| 走行装置 | ホイール | (略) | | | | | (略) |
| | | | | | 12月 | 12月 | ○ リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を行います。 ・ ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、 <u>亀裂や損傷がないか</u> 、ボルトに伸びはないか、 <u>著しいさび</u> |

の損傷（大型車において行う点検）

ないか等を目視などにより点検します。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検します。加えて、ISO方式の場合は、ホイール・ナットの座金が円滑に回転するかを手で回すなどして確認します。特に、ホイール・ボルト及びホイール・ナットが新品の状態から一定期間（目安は4年）を経過している場合は入念に確認してください。

- ・ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検します。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検

の損傷（大型車において行う点検）

の発生はないか等を目視などにより点検します。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検します。

- ・ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検します。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検

します。

- ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を行います。

- ・ 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面（ISO方式の場合はハブのはめ合い部（インロー部）を含む。）、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等（JIS方式の場合はホイール・ナットの座面部を含む。）を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除きます。特に、積雪地域や舗装されていない道路を走行する車両にあつては、入念に清掃してください。

- ・ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、JIS

します。

- ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を行います。

- ・ 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除きます。

- ・ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、JIS

方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布します。

ISO方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を薄く塗布し、ハブのはめ合い部（インロー部）に規定のグリスを薄く塗布します。（潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示に従ってください。）

- ・ ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク

方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布します。

ISO方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布します。（潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。）

- ・ ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク

・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換します。特に、ホイール・ボルト及びホイール・ナットが新品の状態から一定期間（目安は4年）を経過している場合は、手で回して円滑に回ることを入念に確認してください。

・ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。

○ J I S方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについ

・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換します。

・ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。

○ J I S方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについ

| | | | | | | | |
|-----|-----|--|-----|--|--|--|---|
| | | | | | | | <p>て、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行います。</p> <p>○ ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100 km 走行後が最も望ましいとされています。）、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み（3月ごとの点検項目）に示す方法によりホイール・ナットを締め付けます。</p> |
| | (略) | | (略) | | | | (略) |
| (略) | (略) | | (略) | | | | (略) |

(2) (略)

| | | | | | | | |
|-----|-----|--|-----|--|--|--|---|
| | | | | | | | <p>て、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行います。</p> <p>○ ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100 km 走行後が最も望ましいとされています。）、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み（3月ごとの点検項目）に示す方法によりホイール・ナットを締め付けます。</p> |
| | (略) | | (略) | | | | (略) |
| (略) | (略) | | (略) | | | | (略) |

(2) (略)

4 整備の実施の方法

ここでは、「2 日常点検の実施の方法」や「3 定期点検の実施の方法」に基づき点検を行った結果又は点検を行わなくとも使用状況等によって、清掃、調整、交換などの整備が必要となった場合、通常行われることが多いものの代表例について、その実施の方法を説明しています。

(略)

(1) 四輪自動車など

| 装置 | 整備項目 | 整備の実施の方法 | 注意事項 |
|------|--------|---|------|
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 走行装置 | タイヤの交換 | (1)～(6) (略) (7) 大型車のタイヤ交換の場合は、「3 定期点検の実施の方法」の「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷（大型車において行う点検）」に示す方法による点検を行います。 (8)～(10) (略) (11) 大型車の場合、タイヤ交換後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100 km 走行後が最も望ましいとされています。） トルク・レンチを用いるなどにより規定トルク（自動車製作者が定めるトルク値をいう。）でホイール・ナットを締 | (略) |

4 整備の実施の方法

ここでは、「2 日常点検の実施の方法」と「3 定期点検の実施の方法」に基づき点検を行った結果、清掃、調整、交換などの整備が必要となった場合、通常行われることが多いものの代表例について、その実施の方法を説明しています。

(略)

(1) 四輪自動車など

| 装置 | 整備項目 | 整備の実施の方法 | 注意事項 |
|------|--------|--|------|
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 走行装置 | タイヤの交換 | (1)～(6) (略) (新設) (7)～(9) (略) (新設) | (略) |

| | | | |
|---------|-----|---|-----|
| | | <p>め付けます。この場合において、J I S 方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数（1個おき）の OUTER・ナットを緩めて、INNER・ナットを締め付けます。次に、緩めた OUTER・ナットを締め付けます。その後、ホイール・ボルトの残りの半数の OUTER・ナット及び INNER・ナットについても同様の措置を講じます。</p> <p><u>12</u> (略)</p> | |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| (2) (略) | | | |

| | | | |
|---------|-----|---------------|-----|
| | | | |
| | | <u>10</u> (略) | |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| (2) (略) | | | |

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

国土交通省告示第三百十七号
国土交通省令第九号
国土交通省令第九号
国土交通省令第九号

改正し、平成十九年四月一日から施行する。ととも、自動車及び自動車の点検及び整備基準の一部を改正する。ととも、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十七条第一項に基づき公表する。

自動車の点検及び整備に関する手引

最終改正令和3年4月1日
(赤字は令和3年10月1日施行部分)

目次

- 1 はじめに
- 2 日常点検の実施の方法
- 3 定期点検の実施の方法
- 4 整備の実施の方法
- 5 その他

1 はじめに

我が国における自動車保有台数は約8,200万台に達し、まさに日々の生活と社会・経済活動に欠くことのできないものとなっており、また、近年、自動車は電子制御を用いた新技術の採用により益々高度化しており、より便利なものになっております。一方、交通事故や環境問題は依然として大きな社会問題になっており、安全で環境負荷の小さい車社会の確立が求められているところです。自動車の数は多く、様々な部品や構成されたため、使用に伴い、また時間経過によって劣化・摩耗が多くなり、その構造や装置の性能が低下しますので、点検整備を怠れば、故障や排出ガスの増加、燃料の浪費等を招きかねません。例えば、タイヤの空気圧が不足すれば、安全上のトラブルを引起こすおそれがあるだけでなく、燃費の悪化にもつながります。自動車を常に良好な状態で使用するためには、ユーザーの皆さんが責任をもって常日頃から自動車の状態を把握し、適切に維持することが重要です。

点検整備の実施に当たり、ユーザーの皆さんは自動車の使用状況(走行距離や悪路、雪道などの使用環境)や構造・装置の種類に応じて、自動車メーカーなどが公表している点検整備の情報(自動車に備え付けられているいわゆるメンテナンスノートなど)を参考とし、必要があれば専門的な知識を有する技術者に相談するなどにより、各々の自動車にふさわしい適切な点検整備を実施することが求められています。また、点検整備に伴って不要となる使用済みバッテリー、廃タイヤなどの廃棄物については、それらの処理が可能な業者に依頼するなど適正に処理することも必要です。

この手引は、ユーザーの皆さん一人一人が自動車の点検整備についての理解を深め、使用する自動車に対して責任をもって「日常点検整備」及び「定期点検整備」を確実に実施していただければ、一般的な自動車についてその標準的な使用前提とした「日常点検」及び「定期点検」の実施方法並びにこれらの点検に伴い必要となる整備の実施方法の指針を示したものです。今世紀にふさわしい、安全で環境負荷の小さい車社会が形成されるよう、ユーザーの皆さんがこの手引を積極的に活用され、自動車を安全かつ快適に使用することが期待されます。

- (注) 1 この「手引」の中で用いる「日常点検」と「定期点検」の内容については、自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)の定めるところによります。
- 2 この「手引」の中で用いる「大型車」とは、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車をいいます。
- 3 この「手引」の中で用いる「レンタカー」とは、道路運送法第80条第1項の規定による有償貸渡しの許可を受けた自家用自動車(二輪自動車を除く。)をいい、「レンタルバイク」とは、同項に規定する有償貸渡しの許可を受けた自家用自動車(二輪自動車に限る。)をいいます。
- 4 この「手引」の中で用いる自動車の区分(「自家用乗用など」、「自家用貨物など」、「事業用など」)の意味は次のとおりです。

| 対象となる主な自動車 | | 自動車登録番号標又は車両番号標(例) | |
|------------|----------------------------|---|--------------------------------------|
| | | 分類番号 | 塗色など |
| 自家用乗用など | ○ 自家用乗用自動車 | ○ 3、30～39、300～399、30A～39Z、3A0～3Z9、3AA～3ZZ、5、50～59、500～599、50A～59Z、5A0～5Z9、5AA～5ZZ、7、70～79、700～799、70A～79Z、7A0～7Z9、7AA～7ZZ | ○ 白地に緑文字 若しくは黄地に黒文字又は国土交通大臣が定める塗色 |
| | ○ 貨物の運送の用に供する自家用の検査対象軽自動車 | ○ 40～49、400～499、40A～49Z、4A0～4Z9、4AA～4ZZ | ○ 黄地に黒文字又は国土交通大臣が定める塗色 |
| | ○ 特種の用途に供する自家用の検査対象軽自動車 | ○ 80～89、800～899、80A～89Z、8A0～8Z9、8AA～8ZZ | ○ 黄地に黒文字又は国土交通大臣が定める塗色 |
| | ○ 貨物軽自動車運送事業の用に供する検査対象軽自動車 | ○ 40～49、400～499、40A～49Z、4A0～4Z9、4AA～4ZZ | ○ 黒地に黄文字 |
| | ○ 二輪の小型自動車 | | ○ 緑地に白文字、枠は白色又は白地に緑文字、枠は緑地 |

| | | | |
|---------|--|---|---|
| | ○ 二輪の軽自動車 | | ○ 緑地に白文字 又は白地に緑文字 |
| 自家用貨物など | ○ 車両総重量が8トン未満の貨物の運送の用に供する自家用の普通自動車及び小型自動車 | ○ 1、10～19、100～199、10A～19Z、1A0～1Z9、1AA～1ZZ、4、40～49、400～499、40A～49Z、4A0～4Z9、4AA～4ZZ、6、60～69、600～699、60A～69Z、6A0～6Z9、6AA～6ZZ | ○ 白地に緑文字 又は国土交通大臣が定める塗色 |
| | ○ 乗車定員が10人以下の専ら幼児の運送を目的とする自家用の普通自動車、小型自動車 | ○ 3、30～39、300～399、30A～39Z、3A0～3Z9、3AA～3ZZ、5、50～59、500～599、50A～59Z、5A0～5Z9、5AA～5ZZ、7、70～79、700～799、70A～79Z、7A0～7Z9、7AA～7ZZ | ○ 白地に緑文字 又は国土交通大臣が定める塗色 |
| | ○ 乗車定員が10人以下で車両総重量が8トン未満の特種の用途に供する自家用の普通自動車、小型自動車 | ○ 8、80～89、800～899、80A～89Z、8A0～8Z9、8AA～8ZZ | ○ 白地に緑文字 又は国土交通大臣が定める塗色 |
| | ○ 乗車定員が10人以下で車両総重量が8トン未満の自家用の大型特殊自動車 | ○ 9、90～99、900～999、90A～99Z、9A0～9Z9、9AA～9ZZ、0、00～09、000～099、00A～09Z、0A0～0Z9、0AA～0ZZ | ○ 白地に緑文字 又は国土交通大臣が定める塗色 |
| | ○ 乗車定員が10人以下の乗用の普通自動車、小型自動車及び検査対象軽自動車であるレンタカー | ○ 3、30～39、300～399、30A～39Z、3A0～3Z9、3AA～3ZZ、5、50～59、500～599、50A～59Z、5A0～5Z9、5AA～5ZZ、7、70～79、700～799、70A～79Z、7A0～7Z9、7AA～7ZZ | ○ 白地に緑文字 若しくは黄地に黒文字又は国土交通大臣が定める塗色であって、「れ」、「わ」のもの |
| | ○ 貨物の運送の用に供する検査対象軽自動車であるレンタカー | ○ 0～49、400～499、40A～49Z、4A0～4Z9、4AA～4ZZ | ○ 黄地に黒文字 又は国土交通大臣が定める塗色であって、平仮名文字が「わ」のもの |
| | ○ 小型自動車であるレンタルバイク | | ○ 白地に緑文字 、枠は緑地であって、平仮名文字が「ろ」、「わ」のもの |
| | ○ 軽自動車であるレンタルバイク | | ○ 白地に緑文字 であって、平仮名文字が「わ」のもの |
| 事業用など | ○ 自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)の用に供する自動車 | | ○ 緑地に白文字 又は国土交通大臣が定める塗色 |
| | ○ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であるレンタカー | ○ 1、10～19、100～199、10A～19Z、1A0～1Z9、1AA～1ZZ、4、40～49、400～499、40A～49Z、4A0～4Z9、4AA～4ZZ、6、60～69、600～699、60A～69Z、6A0～6Z9、6AA～6ZZ | ○ 白地に緑文字 又は国土交通大臣が定める塗色であって、平仮名文字が「れ」、「わ」のもの |
| | ○ 乗車定員が11人以上の自家用自動車(いわゆる自家用のバスなど) | ○ 2、20～29、200～299、20A～29Z、2A0～2Z9、2AA～2ZZ、8、80～89、800～899、80A～89Z、8A0～8Z9、8AA～8ZZ | ○ 白地に緑文字 又は国土交通大臣が定める塗色 |
| | ○ 乗車定員が10人以下で車両総重量が8トン以上の自家用自動車(いわゆる自家用の大型貨物自動車など) | ○ 1、10～19、100～199、10A～19Z、1A0～1Z9、1AA～1ZZ、8、80～89、800～899、80A～89Z、8A0～8Z9、8AA～8ZZ、9、90～99 | ○ 白地に緑文字 又は国土交通大臣が定める塗色 |

、900～999、90A～99Z、9A0～9Z9、9AA～9ZZ、0、00～09、000～099、00A～09Z、0A0～0Z9、0AA～0ZZ

2 日常点検の実施方法

日常点検は、この自動車の周囲を回りながら「自家用乗用切符の給油」など、走行中の運転を行う前に実施することです。日々の点検を実施する際は、走行距離や走行時の状態などから判断し、必要に応じて実施する必要があります。また、安全運転のためには、走行距離や走行時の状態などから判断し、必要に応じて実施する必要があります。また、安全運転のためには、走行距離や走行時の状態などから判断し、必要に応じて実施する必要があります。

日常点検の実施方法

| 点検箇所 | 点検項目 | 点検の実施の方法 |
|----------------------------|------------|--|
| 運行中の異状箇所 | 当該箇所の異状 | ○ 前日又は前回の運行中に異状を認めた箇所について、運行に支障がないかを点検します。 |
| 運転席での点検 | ブレーキ・ペダル | ○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込んだとき、床板とのすき間(踏み残りしろ)や踏みごたえが適切かを点検します。 (床板とのすき間が少なくなると、踏みごたえがわからなくなり、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。) |
| | | ○ トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、踏みしろの点検は不要です。なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。 |
| 駐車ブレーキ・レバー(パーキング・ブレーキ・レバー) | 引きしろ(踏みしろ) | ○ パーキング・ブレーキ・レバーをいっぱいに引いた(踏んだ)とき、引きしろ(踏みしろ)が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検します。 |
| | | ○ トラック、バスなどにおいて用いられるホイールパー式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、レバーが固定され、空気の排出音が聞こえるかを点検します。 |
| 原動機(エンジン) | ※かかり具合、異音 | ○ エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検します。また、エンジン始動時及びアイドル状態、異音がないかを点検します。 |
| | ※低速、加速の状態 | ○ エンジンを暖機させた状態で、アイドル時の回転がスムーズに続くかを点検します。 ○ エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。 |
| ウインド・ウォッシャー | ※噴射状態 | ○ ウインド・ウォッシャー液の噴射の向き及び高さが適切かを点検します。 |
| ワイパー | ※拭き取りの状態 | ○ ワイパーを作動させ、低速及び高速の各作動が不良でないかを点検します。 ○きれいに拭き取れるかを点検します。 |
| ◎空気圧力計 | 空気圧力の上がり具合 | ○ エンジンをかけて、空気圧力の上がり具合が極端に遅くないかを点検します。また、空気圧力が空気圧力計の表示に示された範囲にあるかを点検します。 |
| ◎ブレーキ・バルブ | 排気音 | ○ ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合に、ブレーキ・バルブからの排出音が正常であることを点検します。 |

| | | | |
|-------------|---------------|-----------------|---|
| エンジン・ルームの点検 | ウィンド・ウォッシュ液 | ※液量 | ○ ウィンド・ウォッシュ液の量が適当かを点検します。 |
| | ブレーキのリザーバ・タンク | 液量 | ○ リザーバ・タンク内の液量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検します。 |
| | バッテリー | ※液量 | ○ バッテリー各槽の液量が規定の範囲(UPPER～LOWERなど)にあるかを車両を揺らすなどして点検します。 |
| | ラジエータなどの冷却装置 | ※水量 | ○ リザーバ・タンク内の冷却水の量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検します。 (冷却水の量が著しく減少しているときは、ラジエータ、ラジエータ・ホースなどからの水漏れのおそれがあります。) |
| | 潤滑装置 | ※エンジン・オイルの量 | ○ エンジン・オイルの量がオイル・レベル・ゲージにより示された範囲内にあるかを点検します。 |
| | △ファン・ベルト | ※張り具合、損傷 | ○ ベルトの中央部を手で押し、ベルトが少したわむ程度であるかを点検します。 ○ ベルトに損傷がないかを点検します。 |
| 車の周りからの点検 | 灯火装置、方向指示器 | 点灯・点滅具合、汚れ、損傷 | ○ エンジン・スイッチを入れ、前照灯、制動灯などの灯火装置の点灯具合や方向指示器の点滅具合が不良でないかを点検します。 ○ レンズや反射器に汚れや変色、損傷などがいないかを点検します。 |
| | タイヤ | 空気圧 | ○ タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検します。 (扁平チューブレスタイヤなどのようにたわみの状態により空気圧不足が分かりにくいものや、長距離走行や高速走行を行う場合には、タイヤゲージを用いて点検します。) |
| | | □取付けの状態 | ○ ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異状はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にさび汁が出た痕跡はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 ○ ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検します。なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあつては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのマーキングを施し、マーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着し、インジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。ただし、ホイール・ナット及びホイール・ボルトを一体で覆うインジケータにあつては、目視によりディスク・ホイールの取付状態を点検する際に、インジケータを取り外して点検しなければならぬことに注意してください。 |
| | | 亀裂、損傷 | ○ タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないかを点検します。また、タイヤの全周にわたり、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んでいないかを点検します。 |
| | | 異状な摩耗 | ○ タイヤの接地面が異状に摩耗していないかを点検します。 |
| | | ※溝の深さ | ○ 溝の深さに不足がないかをウェア・インジケータ(スリップ・サイン)などにより点検します。 |
| | ◎エア・タンク | タンク内の凝水 | ○ ドレン・コックを開いて、タンクに水がたまっていないかを点検します。 |
| | ◎(ブレーキ・ペダル) | ※(踏みしろ、ブレーキのきき) | ○トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあつては、運行状況により適切な時期にブレ |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>一キ・チャンバのロッドのストロークと、ブレーキ・ドラムとライニングのすき間について、次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブレーキ・ドラムとライニングのすき間が手動調整方式のものにあつては、規定の空気圧の状態、ブレーキペダルを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させ、点検孔のあるものはシックス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検します。 ・フル・エア・ブレーキが装着されている自動車にあつては、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、ブレーキ・チャンバのロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 |
|--|--|--|

- (注) 1 ※印の点検項目は、「家用乗用車」に分類される自動車にあつても、自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に行えばよいものです。
- 2 ◎印の点検箇所は、エア・ブレーキが装着されている場合に点検してください。
- 3 △印の点検箇所は、「家用乗用車」に分類される自動車にあつては、定期点検の際に実施する点検項目は、「大型車」の場合に点検してください。
- 4 □印の点検項目は、「大型車」の場合に点検してください。
- 3 定期点検の実施方法は、一般的に構造・装置の自動車に標準的な使用を前提として、定期的に行う必要のある点検を、定めたものです。「家用乗用車」に分類される自動車には、1年点検と2年点検の2種類があり、「商用車」に分類される自動車には、6月点検と12月点検の2種類があります。ここでは、標準的な点検の実施方法を説明しています。なお、特別な構造・装置の自動車や、走行距離が多いなど使用の状況が厳しい場合（いわゆるシビアコンディション）には、表に示されていない点検（メーカーなどが発行する点検整備の情報を参考として行う点検）が必要となります。
- 点検の際には、特に注意する事項は、次のとおりです。
- ① 安全な場所を選ぶ。
- ② ユーザー自身が定期点検のうちの一部を行おうとする場合には、知識、技量に見合ったものを行う。
- ③ 機械・工具や測定器具を使用する。
- ④ 適切な車をリフト・アップする場合には、適切なジャッキ、スタンド、リフトなどを使用して安全に点検を行う。（自動車に備付いている簡易なジャッキは、タイヤ交換時に使用するものです。）
- (注) 1 「リフト・アップなどの状態」… ジャッキ・アップスタンドで保持することにより、又はリフトなどを使用して、自動車の下部を点検しやすい状態にすることをいいます。主として目視や手により点検することをいいます。スパナ、レンチ、点検ハンマなどの工具を使用して点検することをいいます。
- 「目視などにより点検する」… スケール、ノギス、ダイヤル・ゲージなどの測定器により、測定・点検することをいいます。
- 「スパナなどにより点検する」… 自動車製作者の定める方法、範囲又は値などをいいます。
- 「スケールなどにより点検する」…
- 「規定・・・」…
- 「＜ ＞」… 点検の対象となる構造・装置などを示します。
- 2 「四輪自動車など」の表中「点検時期」欄で、「距離」と付した点検項目については、前回その項目について定期点検をしたときからの走行距離が、「家用乗用車」については年間当たり5,000km（2年点検の対象の場合は2年間で10,000km）に満たない場合、「商用貨物車」と「事業用など」については3月当たり2,000km、（点検項目が6月点検の対象の場合は6月で4,000km、12月点検の対象の場合は年間で8,000km）に満たない場合には省略することができますが、2回連続して省略することはできません。
- 3 「二輪自動車」の表中「点検時期」欄で、「距離」と付した点検項目については、前回その項目について定期点検をしたときからの走行距離が、年間当たり1,500kmに満たない場合には省略することができますが、2回連続して省略することはできません。
- 4 「四輪自動車など」の表中「点検項目」欄で、※印を付した点検項目については、バス、タクシー、乗用のレンタカーなどについて行ってください。

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

| 点検箇所 | 点検項目 | 点検時期 (年又は月ごと) | | | | | 点検の実施方法 |
|------|-----------|------------------|---------|------|-------|--------|----------------------------------|
| | | 家用乗用車など | 家用貨物車など | 大型特殊 | 事業用など | 被牽引自動車 | |
| かじ | ハンドルの操作具合 | 2年 | 12月 | 12月 | 12月 | | ○ 次の点検を行います。 ・ 一定車速で平坦な路面を直進中 |

| | | | | | | | |
|------------------|------------|-----------------|------|-----|-----|------|--|
| 取り装置 (ステアリング) | | | | | | | 、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取れることがないか。 ・ 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。 ・ ハンドルを上、下、左、右、軸方向に動かしたとき、左がなにか、右がなにか、直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。 |
| | ギヤ・ボックス | オイル漏れ | | | 12月 | | ○ リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検します。 |
| | | 取付けの緩み | 2年距離 | 12月 | 12月 | 12月 | ○ リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検します。 |
| | ロード・ムスリ・ケー | 緩み、損傷 | 2年距離 | 12月 | 12月 | 3月距離 | ○ リフト・アップなどの状態で、ロード・アーム類について、可動部を揺するなどして、次の点が行います。 ・ 連結部に緩みがないか。 ・ 取付部に緩みがないか。 ・ 曲がりや損傷がないか。 ・ 割ピンが欠損していないか。 |
| | | ボールジョイントのダブと亀裂傷 | 2年 | 12月 | 12月 | 12月 | ○ リフト・アップなどの状態で、ロード・アーム類のボールジョイントのダブを点検します。 |
| | ナックル | 連結部がた | | 12月 | 12月 | 3月距離 | ○ リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキペダルを踏ませ、タイヤの上下に手を掛けて動かし、キング・ピン又はボールジョイントにたがないかを点検します。 |
| | かり取車輪 | ホイール・アメント | 2年距離 | 12月 | | 12月 | ○ ホイール・アライメント・テスト(又は、キャンバ・キャンスタ・キングピン・ゲージ、ターニン・ゲージ、ス・ゲージ、トーイン・ゲージ)を用いて、キャンバ、キャンスタ、トーイン(及びキング・ピンの傾斜角度)が規定の範囲にあるかを点検します。(タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイドスリップ・テストにより点検してもよい。) |
| | パワーアシスト装置 | ベルトの緩み傷 | 1年 | 6月 | 6月 | 3月 | ○ 定められたフリー間のベルト中央部を手(約10kg)で押したるか、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 ○ ベルト全周にわたって内側、側面に著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検します。 |
| | | オイル漏れ、オイル量 | 2年 | 12月 | 12月 | 3月距離 | ○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・ ギヤ・ボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 ・ ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂がないか。 ○ アイドリング状態でハンドルを数 |

| | | | | | | | | |
|----------------|----------------------|----------------------------------|----------|-----|-----|-----|----|---|
| | | | | | | | | <p>回据え切りをして油温を上げた後、検 リザーバ・タンクのオイル量を点 します。(車両によっては、冷間時エ ンジン停止状態で点検する車両もあ ります。)</p> |
| | | 取付け の緩み | 2年 距離 | 12月 | 12月 | 12月 | | <p>○ リフト・アップの状態、スパナ などにより、次の点検を行います。 ・ オイル・ポンプ及びギヤ・ボッ クスの取付部に緩みがないか。 ・ ホース及びパイプの接続部に緩 みがないか。</p> |
| 制動装置 (ブレーキ) | ブレー キ・ペ ダル | 遊び、込 みだの 床の間 遊踏ん き板す | 1年 | 6月 | 12月 | 3月 | | <p>○ エンジン停止状態でブレーキ・ペ ダルを数回踏み、ブレーキペダル を踏んで抵抗を感ずる範囲に あるかを点検します。 ○ エンジンがかかると、ブレーキ ペダルを強く踏むと、ペダルが 床板とすくみ、踏むと踏みが 混入しないか。</p> |
| | | ブレー キの効 合 | 1年 | 6月 | 12月 | 3月 | 3月 | <p>○ 乾燥した路面を走行してブレーキ ペダルを踏み込んだとき、踏力 に応じて制動力が得られ、進行 方向に止まることのできるかを 点検します。 ○ ブレーキ・テストで点検する場 合は、左右前後輪の制動力の総 和及び左右差が規定値にある かを点検します。</p> |
| | 駐車 ブレー キ機 構 | 引きし ろ(踏 みし ろ) | 1年 | 6月 | 12月 | 3月 | 3月 | <p>○ パーキング・ブレーキ・レバー(ペ ダル)を規定の力で操作したとき、 引きしろ(踏みしろ)が、規定の ノッチ数(ラチェットがかみ込む 音で確認)の範囲にあるか、また、 開放時に走行位置に保持される かを点検します。 ○ トラック、バスなどにおいて用 いられるホイールパーク式(空気 式車輪制動型)にあつては、エ ンジンをかけて規定の空気圧の 状態で、レバーを駐車位置まで 引いたとき、引っかかりなどの 異状がなく、かつ、空気の排 出音が聞こえること。また、駐 車位置及び走行位置にそれぞれ レバーが保持されるかを点検 します。</p> |
| | | ブレー キの効 合 | 1年 | 6月 | 12月 | 3月 | 3月 | <p>○ 乾燥した急坂(5分の1(20%)勾配) の路面で、停止状態が保持でき るかを点検します。 ○ ブレーキ・テストで点検する場 合は、制動力が規定値以上ある かを点検します。ただし、トラ ック、バスなどにおいて用いら れるホイールパーク式(空気式 車輪制動型)にあつては、エ ンジンをかけて規定の空気圧の 状態にして、レバーを駐車位 置(又はテストポジション)ま で引き点検します。</p> |
| | ホース 及び パイ プ | 漏れ、及 び傷取 り状態 | 1年 | 6月 | 6月 | 3月 | 3月 | <p>○ リフト・アップなどの状態で、次 の点検を行います。 ・ ホース、パイプ及び接続部に液 漏れや損傷がないかを目視など により点検します。 ・ 走行中の振動やハンドル操作 などによりパイプ及びホースが 他の部分と接触し、おそれな い目視などにより点検しま</p> |

| | | | | | | | |
|----------------------------|-----------|----|-----|-----|-----|-----|--|
| | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ ホース及びブレーキの亀裂や接合部がなまぬことを点検します。 ・ ブレーキの点検は、ブレーキの接合部がなまぬことを点検します。 ・ エア・アップブレーキの点検は、エア・アップブレーキの接合部がなまぬことを点検します。 ・ タンクの液量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検します。 ・ リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを点検します。 ・ リザーバ・タンクの通気孔が詰まっているかを点検します。 |
| リザーバ・タンク | ブレーキ液の量 | | 12月 | 12月 | 3月 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検します。 ○ リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを点検します。 ○ リザーバ・タンクの通気孔が詰まっているかを点検します。 |
| マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・リパ | 液漏れ | 1年 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ マスタ・シリンダの周辺から液漏れがないかを点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダの周辺から液漏れがないかを点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパの周辺から液漏れがないかを点検します。 |
| | 機能、摩耗、損傷 | 2年 | 12月 | 12月 | 12月 | | <p>(摩耗、損傷の点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ(シリンダ・ブーツ内を含む。)に損傷や液漏れがないかを点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを点検します。 ○ リンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパを分解し、シリンダ、ピストン、ピストン・カップ、ピストン・シール、チェック・バルブ、ブーツなどに摩耗、損傷、腐食、劣化がないかを点検します。 <p>(機能の点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間及びブレーキのきき具合に異常がないことを確認します。 |
| ブレーキ・チャンバ | ロッドのストローク | | | | 3月 | 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 |
| | 機能 | | | | 12月 | 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯 |

| | | | | | | | |
|--------------------|----|--|-----|-----|-----|--|--|
| | | | | | | | <p>に踏み込まれる音が聞こえ、目視確認し、水を吹きかけ、石目を確認し、ダクト内に異音が発生しないことを確認する。</p> <p>○ ロックチャブ劣化し</p> |
| ブレーキ・バルブ、ツレズクリ・バルブ | 機能 | | 12月 | 12月 | 12月 | <p>○ のにクレーをルア点検</p> <p>○ 要す。</p> <p>・ プレキ・バルブの吐出空気圧を調整し、規定の圧力に達させる。</p> <p>・ 圧力計を用いて、バルブの動作を確認する。</p> <p>・ 圧力計の針が動かない場合は、バルブの分解や交換が必要。</p> <p>・ 圧力計の針が動く場合は、バルブの調整が必要。</p> | |
| リレー・エマージェンシバルブ | 機能 | | | | 12月 | <p>○ のにクレーをルア点検</p> <p>○ 要す。</p> <p>・ リレーの動作を確認する。</p> <p>・ エマージェンシバルブの動作を確認する。</p> <p>・ 圧力計を用いて、バルブの動作を確認する。</p> <p>・ 圧力計の針が動かない場合は、バルブの分解や交換が必要。</p> <p>・ 圧力計の針が動く場合は、バルブの調整が必要。</p> | |

| | | | | | | | |
|------------------------------|--------------------|------|-----|-----|------|------|---|
| ド、一シ ムレ・キ ムレ・キ ムレ・キ | イグす ランの間 ととき | 距離 | | | | | ○ リフト・アップなどの状態で、ブレーキを調整する必要がある場合は、シューを分解し、ブレーキシューの摩耗や損傷がないか、リターン調整装置がスムーズに作動するか。 (ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される自動車については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略できます。) |
| | | 1年距離 | 12月 | 12月 | 3月距離 | 3月距離 | ○ ライニングの残量を点検する際は、ブレーキシューの裏面に亀裂や剥離がないか、また、シューの厚みを確認する。また、ブレーキシューの裏面に亀裂や剥離がないか、また、シューの厚みを確認する。 ○ リフト・アップなどの状態で、ブレーキを調整する必要がある場合は、シューを分解し、ブレーキシューの摩耗や損傷がないか、リターン調整装置がスムーズに作動するか。 (ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される自動車については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略できます。) |
| | シの摺動部分の消耗 | 1年距離 | 12月 | 12月 | 3月距離 | 3月距離 | ○ ライニングの残量を点検する際は、ブレーキシューの裏面に亀裂や剥離がないか、また、シューの厚みを確認する。また、ブレーキシューの裏面に亀裂や剥離がないか、また、シューの厚みを確認する。 ○ リフト・アップなどの状態で、ブレーキを調整する必要がある場合は、シューを分解し、ブレーキシューの摩耗や損傷がないか、リターン調整装置がスムーズに作動するか。 (ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される自動車については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略できます。) |

| | | | | | | | | |
|---|---|----------|-----|-----|----------|----------|--|--|
| | の摩 耗 及 び 損 傷 | | | | | | | レーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、亀裂、損傷などが目視などにより点検します。 (ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される自動車については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略できます。) |
| バック ・プレ ート | バック ・プレ ートの 状態 | | | | 12月 | 12月 | | ○ リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブレイクに損傷、亀裂及び変形がないかを点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、バック・プレートの取付ボルトに緩みがないかを点検します。 |
| ブレー キ・デ クパ 及び パッド | ディスク とパ ッド のす き 間 | 1年 距離 | 12月 | 12月 | 3月 距離 | 3月 距離 | | ○ リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状を引きずりがないかを点検します。 |
| | パッド の摩 耗 | 1年 距離 | 12月 | 12月 | 3月 距離 | 3月 距離 | | ○ リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパー・ボデーの点検孔から、パッドの厚みを点検します。また、必要に応じて、スクレーパーなどにより点検します。 |
| | ディス クの 摩 耗 及 び 損 傷 | 2年 | 12月 | 12月 | 12月 | 12月 | | ○ リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異状な摩耗及び損傷がないかを点検します。 |
| セン ター ・ブ レイ キ ・ド ラム 、 ニ | ドラ ムの 取 付 の 緩 み | | 12月 | 12月 | 3月 | | | ○ リフト・アップなどの状態で、センター・ブレーキ・ドラムの取付ボルトに緩みがないかを点検します。 |
| | ドラ ム と ニ の す き 間 | | 12月 | 12月 | 3月 | | | ○ リフト・アップなどの状態で、パーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シツクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスターのすき間を点検します。 |
| | ライ ニ ン グ の 摩 耗 | | 12月 | 12月 | 12月 | | | ○ リフト・アップなどの状態で、センター・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを点検します。 (ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略できます。) |
| | ドラ ム の 摩 耗 と 損 傷 | | 12月 | 12月 | 12月 | | | ○ リフト・アップなどの状態で、センター・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、損傷などが目視などにより点検します。 (ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略できます。) |
| 二重 安全 ブレー キ機 構 | 機能 | | 12月 | 12月 | 12月 | | | <油圧式二重安全ブレーキ機構(セフティ・シリンダ式)> ○ フロント・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態とリア・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態のそれぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと |

| | | | | | | | | |
|------|------|-------------------------|------|-------|-------|------|------|---|
| | | | | | | | | 床板とのすき間があるかを点検します。 |
| 走行装置 | ホイール | タイヤの状態 | 1年距離 | 12月距離 | 12月距離 | 3月距離 | 3月距離 | ○ の点検項目 ・ リフト・アッブなどの状態、次の空気圧を規定値に保ち、タイヤの空気圧を定期的に点検し、必要に応じて調整する。 ・ タイヤの摩耗が不均一に発生している場合は、タイヤの交換を検討する。 ・ タイヤの異音や振動が気になる場合は、タイヤの交換を検討する。 |
| | | ホイールナット及びボルトの緩み | 1年距離 | 6月 | 6月 | 3月 | 3月 | ○ ホールナット・ボルトの点検 ・ ホールナット・ボルトの点検は、次の点検を行う。 ・ ホールナット・ボルトの点検は、次の点検を行う。 ・ ホールナット・ボルトの点検は、次の点検を行う。 |
| | | ホイールナット及びボルトの損傷（大型車に適用） | | | | 12月 | 12月 | ○ リフト・アッブなどの状態、次の空気圧を規定値に保ち、タイヤの空気圧を定期的に点検し、必要に応じて調整する。 ・ タイヤの摩耗が不均一に発生している場合は、タイヤの交換を検討する。 ・ タイヤの異音や振動が気になる場合は、タイヤの交換を検討する。 |

| | | | | | | | | | |
|-----------------------------|----------|-----|-----|----------|-----|---|---|--|--|
| | | | | | | | | | 適に一般的ナに（望み方に付）最も示す状態（望み方に付）最も示す状態（望み方に付）最も示す |
| ム、ド サイリ及びスホル グデクイーの損傷 | | | | 12月 | 12月 | ○ | リム、サイルド・リング腐食及びびデイスがスな ク・ホを、目サイド・に傷、リ腐付、食し いか、目をサイド・に傷、リ腐付、食し また、ホ間にし、損にリ腐付、食し すき点検し、損にリ腐付、食し | | |
| フロン ト・ホル イ・ベン グの | 2年 距離 | 12月 | 12月 | 3月 距離 | | ○ | の点検タ、あ ・しがダル ・うかがンベ ・アデ ・ホ、泥 ・しま | | |
| リヤ ー ホル アの グの | 2年 距離 | 12月 | 12月 | 12月 | | ○ | の点検タ、あ ・しがダル ・うかがンベ ・アデ ・ホ、泥 ・しま | | |
| ホ ー ア グの | | | | | 12月 | ○ | の点検タ、あ ・しがダル ・うかがンベ ・アデ ・ホ、泥 ・しま | | |

| | | | | | | | | |
|--------------------------|-------------|------------------|--|-----|-----|-----|-----|---|
| | | | | | | | | 等がないかを点検します。 |
| 緩衝装置 | リーフ・サスペンション | スプリングの損傷 | | 12月 | 12月 | 3月 | 3月 | ○ リフト・アップなどの状態で、リフト・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視により点検します。 |
| | | 取付部連及び結部の緩み、及び損傷 | | 12月 | 12月 | 12月 | 12月 | ○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ リーフ・スプリングのUボルト及びスプリング・バンドなどに緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ・ スプリング・ブラケットの取付部に緩み及び損傷がないかを点検します。 ・ ハンマナフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を点検し、ハンマ又は手で揺するなどして、軸方向又は直角方向に力がたがないかを点検します。 ・ 後二軸のトラニオン式などにあつては、トルク・ロッド(ラジアシ・ロッド)の連結部がたがないかを点検しハンマなどにより点検します。 |
| コイル・サスペンション(シヤン・ペーパーを含む) | スプリングの損傷 | スプリングの損傷 | | | | 12月 | | ○ リフト・アップなどの状態で、コイル・スプリングの折損、亀裂などがないかを目視により点検します。 |
| | | 取付部連の緩み、及び損傷 | | 12月 | 12月 | 12月 | | ○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ・ サスペンションの各連結部を手角で揺するなどして軸方向又は直角方向に力がたがないかを点検します。 ・ サスペンション各部に損傷がないか、また、ボールジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検します。 |
| サスペンションの取付部連 | 緩み、及び損傷 | 2年 | | | | | | ○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ・ サスペンションの各連結部を手角で揺するなどして軸方向又は直角方向に力がたがないかを点検します。 ・ サスペンション各部に損傷がないか、また、ボールジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検します。 |
| エア・サスペンション | エア漏れ | | | | | 3月 | 3月 | ○ エンジンを始動させ、タンク内圧が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気の圧を保持状態からエア漏れがないかを点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水を塗って、エア漏れがないかを点検します。 |
| | ベロー | | | | | 3月 | 3月 | ○ リフト・アップなどの状態で、ベ |

| | | | | | | | | |
|--------|----------------|-------------------|------|------|------|------|------|--|
| | | ズの損傷 | | | | 距離 | 距離 | ローズに損傷がないかを目視などにより点検します。 |
| | | 取付部及び結部の緩みに並傷 | | | | 3月距離 | 3月距離 | ○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・ フランジ・ロッド、スタビライザ、リンケージなどの取付部と連結部に緩みがないかを目視などにより点検します。 ・ 取付部及び連結部に損傷がないかを目視などにより点検します。 |
| | | レベリング・バルブの機能 | | | | 12月 | 12月 | ○ 車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのペロローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。) |
| | ショック・アブソーバ | 油漏れ及び損傷 | 2年 | 12月 | 12月 | 3月 | 3月 | ○ リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。 ・ ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 ・ 取付部に損傷がないか。 |
| 動力伝達装置 | クラッチ | ペダルの遊び、切れ板すき、たのとき | 1年 | 6月 | 6月 | 3月 | | ○ クラッチ・ペダルを手で抵抗を感知するまで押し、遊 quantify が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 ○ レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 (無調整式レリーズ・シリンダの場合は点検は不要です。) ○ アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらにブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 |
| | | 作用 | | 6月 | 6月 | 3月 | | ○ アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検します。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検します。 ○ クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検します。 |
| | | 液量 | | 12月 | 12月 | 3月 | | ○ リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検します。 |
| | トランスミッション・トランス | オイル漏れ、オイル量 | 1年距離 | 6月距離 | 6月距離 | 3月距離 | | (オイル漏れの点検) <M/T車> ○ リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイ |

| | | | | | | |
|----------------|------------------------------|------|------|------|------|--|
| ア | | | | | | <p>ル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検します。</p> <p><A/T車> ○ リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランス、ファイ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル漏れがないかを目視などにより点検します。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検します。(オイル量の点検)</p> <p><M/T車> ○ リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランス、ファイラ・プラグを取り外し、プラグ穴に指を挿入するなどしてオイル量をば、オイル量は正常と判断して、この点検を省略できます。)</p> <p><A/T車> ○ 水平な場所に車を止め、パーキング・ブレーキを確実に動作させ、エンジン・ブレーキを踏み込み、状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込み、各レシフトシフトした後Pレンジ(車両によっは、Nレンジ)に戻し、そのレシフト・ゲージによりオイル量を点検します。フット・レバーに異状ないかを点検し、表示と一致しているかを点検します。</p> |
| プロペラ・フトラフ・イシャト | 連結部の緩み | 1年距離 | 6月距離 | 6月距離 | 3月距離 | <p>○ リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フット、セクタ・ベアリング・ブッシュなどを点検します。</p> <p>○ ライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかを点検します。</p> |
| | 継手部(ユニバーサルジョイント)のダストブーツの亀裂損傷 | 2年 | 12月 | 12月 | 12月 | <p>○ リフト・アップなどの状態で、ユニバーサルジョイントのダストブーツの亀裂や損傷がないかを目視などにより点検します。</p> |
| | 継手部のたが | | 12月 | 12月 | 12月 | <p>○ リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かして、次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回転方向に動かすことで、主にスプライン部の点検をします。 ・ 上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の点検をします。 |
| | センタベアリングのたが | | 12月 | 12月 | 12月 | <p>○ リフト・アップなどの状態で、センタベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かして、たががないかを点検します。</p> |
| デファ | オイル | 2年 | 6月 | 6月 | 3月 | <p>○ リフト・アップなどの状態で、デ</p> |

| | | | | | | | |
|-----------|-------|-------------------|------|------|------|------|---|
| | レンシヤル | 漏れ、オイル量 | 距離 | 距離 | 距離 | 距離 | <p>ファレンシヤル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検します。</p> <p>○ リフト・アップなどの状態で、フイラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検します。</p> <p>(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略できます。)</p> |
| 電気装置 | 点火装置 | プラグ（スパークプラグ）の状態 | 1年距離 | 6月距離 | 6月距離 | 3月距離 | <p>○ スパーク・プラグ（白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。）を取り外し、次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電極に汚れ、損傷及び摩耗がないか、また、絶縁子に焼損がないか、を目視などにより点検します。 ・ 中心電極と接地電極とのすき間（プラグ・ギャップ）が規定の範囲にあるかを点検します。 |
| | | 点火時期 | 1年 | 6月 | 6月 | 3月 | <p>○ エンジン暖機後、規定のアイドリング回転数で、タイミングが適切であるかをクランク・プーリーなどのマークを見て点検します。</p> |
| | | ディストリビュータのキャップの状態 | 1年 | 12月 | 12月 | 12月 | <p>○ ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャップ及びロータの汚れがないか。 ・ ハイテンション・コードの差込部に緩み、さびなどがいないか。 ・ キャップ内側各端子（セグメント）に焼損及びさびがないか。 ・ キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 ・ センタ・ピースに損傷及び摩耗がないか、かつ、スプリングにへたりなどがいないか。 |
| | バッテリー | ターミナル部の接続状態 | 1年 | 12月 | 12月 | 3月 | <p>○ ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検します。</p> |
| | 電気配線 | 接続部の緩み及び損傷 | 2年 | 12月 | 12月 | 3月 | 3月 |
| 原動機（エンジン） | 本体 | 低速との加速状態 | | 12月 | 12月 | 3月 | <p>○ エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時点を点検する場合は、規定の回転数が徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っかけるときの回転数を点検します。</p> <p>○ エンジン暖機後、規定の範囲にアイドリング回転数を維持するときに、エンジン回転数が徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っかけるときの回転数を点検します。</p> |

| | | | | | | |
|------|------------------------|------|------|------|------|---|
| | 排気の状態 | 1年 | 6月 | 6月 | 3月 | <p><ガソリン車、LPG車> ○ エンジン回転計を十分暖機させた状態で、回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検します。また、アイドリング時のCO(一酸化炭素)及びHC(炭化水素)の排出濃度をCO・HCテストにより点検します。</p> <p><ディーゼル車> ○ エンジンなどを十分暖機させた状態で、異状などを黒煙を排出していないかを目視により点検します。</p> |
| | エア・クリーナ・エレメントの状態 | 1年距離 | 6月距離 | 6月距離 | 3月距離 | ○ エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷がないかを目視などにより点検します。 |
| | エア・クリーナの油汚れと量 | | | 6月 | | ○ エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検します。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検します。 |
| | シリンダ・ヘッドとホドマール各部分の縮付状態 | | | | 12月 | ○ シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルクレンチなどにより点検します。(塑性域締め(角度締め)方式の場合には、この点検は不要です。) |
| 潤滑装置 | オイル漏れ | 1年 | 6月 | 6月 | 3月 | ○ リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか。 オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないか。 |
| 燃料装置 | 燃料漏れ | 2年 | 12月 | 12月 | 3月 | ○ リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キヤブレータ、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 フューエル・ホース及びパイプに亀裂及び損傷がないか。 ホース及びパイプのクランプの取付けに緩みがないか。 クランプのゴム等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異状がないか。 |
| 冷却装置 | ファンベルトの緩みと損傷 | 1年 | 6月 | 6月 | 3月 | ○ 定められたプーリー間のベルト中央部を手(約10kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検します。 ○ ベルトの全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検します。 |

| | | | | | | | |
|---------------------------|------------|--------------|----|-----|-----|-----|--|
| | | 水漏れ | 1年 | 12月 | 12月 | 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ エンジン・ポンプ・ホース・パイプなどにより点検します。 ○ ホース、パイプなどに損傷がないかを点検します。 |
| ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置 | プロパン・ガス装置 | メーター・バルブの状態 | 2年 | 12月 | 12月 | 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ エンジン・ポンプ・ホース・パイプなどにより点検します。 ○ ホース、パイプなどに損傷がないかを点検します。 |
| | | 配管の損傷 | 2年 | 12月 | 12月 | 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 目視などにより、次の点検を行います。 ・ ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 ・ クランプの取付状態に異常がないか。 |
| | 燃料蒸気排出装置 | 配管等損傷 | 2年 | 12月 | | 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ホース、パイプなどに損傷がないかを点検します。 |
| | | チャコ・ニキスタ詰り | 2年 | 12月 | | 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ チャコ・ニキスタ詰りがないかを点検します。 ○ エア・フィルターを清掃します。 ○ フューエル・ポンプの吸い込み管の詰りを点検します。 |
| | | チェックバルブの機能 | 2年 | 12月 | | 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ チェックバルブの動作を確認します。 |
| | 一酸化炭素等防止装置 | 触媒等ガス減少装置の損傷 | 2年 | 12月 | 12月 | 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・ 触媒の取付状態を確認します。 ・ 触媒の本体に損傷がないかを確認します。 ・ 触媒の取付位置がずれがないかを確認します。 ・ 触媒の取付位置がずれがないかを確認します。 ・ 触媒の取付位置がずれがないかを確認します。 |
| | | 二次空気供給装置の機能 | 2年 | 12月 | 12月 | 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 二次空気供給装置の動作を確認します。 |

| | | | | | | | |
|---|------------|------|-------|-------|------|----|---|
| | 排気再循環の機能 | 2年 | 12月 | 12月 | 12月 | | ○ エンジン暖機状態で、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状態を確認します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。) |
| | 減速時排気減少の機能 | 2年 | 12月 | 12月 | 12月 | | ○ ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻ることを確認することにより点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。) |
| | 配管の損傷と取付状態 | 2年 | 12月 | 12月 | 12月 | | ○ ホース及びパイプに損傷、外れなどが無いかを目視などにより点検します。 |
| 警音器(ホーン)、窓拭器(ワイパー)、洗浄液噴射装置(ウインド・ウォッシャ)、デフロスタ、ステアリング・ロック | 作用 | | 12月 | 12月 | 12月 | | (ホーンの点検) ○ ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検します。 (ワイパー及びウインド・ウォッシャの点検) ○ 次の点検を行います。 ・ ウインド・ウォッシャ液の量が適切か。 ・ ウインド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適切か。 ・ ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 ・ ワイパーの払拭状態が不良でないか。 (デフロスタの点検) ○ デフロスタを作動させ、吹き出し口(サイドを含む。)からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異状がないかを手を当てて点検します。 (ステアリング・ロックの点検) ○ エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検します。 |
| エグゾースト・パイプとマフラ | 取付けの緩みと損傷 | 1年距離 | 12月距離 | 12月距離 | 3月距離 | | ○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・ エグゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺るなどして点検します。 ・ エグゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ・ ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検します。 ・ エグゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検します。 ・ エグゾースト・パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれがないかを点検します。 ・ エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検します。 |
| | マフラの機能 | 2年 | 12月 | 12月 | 12月 | | ○ エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異状がないかを聴くことなどにより点検します。 |
| エア・コ | エア・ | | 6月 | 6月 | 3月 | 3月 | ○ エア・タンクのドレン・コックを |

| | | | | | | | |
|------------------|---------------------------|----|-----|-----|-----|----|--|
| コンプレッサ | タンクの凝水 | | | | | | 開き、タンクに水がたまっていないかを点検します。 |
| | コンプレッサレギュレータとアンローダ・バルブの機能 | | 12月 | 12月 | 12月 | | (エア・コンプレッサの点検) ○ エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、規定値になるまでの所要時間を調べることで点検します。 (プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの点検) ○ エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが自動的に停止するかの点検します。 |
| 高圧ガスを燃焼する装置等 | 導管、継手部の漏れ | | | | 3月 | | ○ ベーパーライザ、導管及び継手部に石けん水などを塗って、ガス漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ 導管及び継手に損傷がないかを目視などにより点検します。 |
| | ガス容器の緩み | | | | 12月 | | ○ ガス容器又はコンテナ取付部及びクランプに緩みがないかを点検します。 |
| 車枠(フレーム)、車体(ボディ) | 非常口の扉の機能 | | | | 3月 | | ○ 非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるときの警報装置が動作するかを点検します。 |
| | 緩み及び損傷 | 2年 | 12月 | 12月 | 3月 | 3月 | <乗用車など> ○ リフト・アッパなどの状態で、フレッタ・クレストに緩みがないかを点検します。 ○ パナフレーム、クロス・メンバなどに点検します。 ○ ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かして点検します。 <貨物車など> ○ リフト・アッパなどの状態で、フレッタ・サイド・メント・メット・パナフレームなどのリベツパナフレームに点検します。 ○ チルト式キャブにあっては、エンジン・各部に緩み及び損傷がないかを点検します。 ○ 物品積載装置の巻取防止装置、突み入防止装置、物品積載装置、突み入防止装置、突み入防止装置がないかを点検します。 ○ ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに緩みがないかを点検します。 |

| | | | | | |
|--|--|--|-----|-----|--|
| アヤ装緩がび ペイ付の、及 スタ取置みた損 | | | 3月 | 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 次の点部よい。がしでらよ ○ 付に成す。み手さによ ○ 取などが緩点を。ど ○ のな傷しにりかすな ○ 置ナ損検置よいま視 ○ 外し、次の点部よい。がしでらよ ○ 取り付に成す。み手さによ ○ 取付に成す。み手さによ ○ を取り付に成す。み手さによ ○ ヤカにヤナがてい ○ イす。イヤナがてい ○ タまがし。視アをまな傷 ○ アい。緩点を。ス ○ ペ行。緩点を。ス ○ スを。緩点を。ス |
| アヤ付 スタの状態 | | | 3月 | 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 次のドエいめ ○ 際のハ上りか ○ ける吊上が ○ 付装及び ○ 取り付とっ ○ を取こひ規 ○ ヤま。取こひ規 ○ イタにじれし ○ タ行。滑ね確 ○ アを。滑ね確 ○ スが。滑ね確 ○ の点ル一こ付 ○ スか。ス |
| ツボスの取の及 緩み損 | | | 3月 | 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ が緩み ○ 緩み ○ 点目 ○ 部に ○ 取り ○ のな ○ スが ○ ツ |
| 連結装置 カプの機及 能損 | | | 12月 | 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ のとる ○ 行 ○ 能 ○ 点 ○ 緩 ○ 点 ○ ス ○ シ ○ 損 ○ 損 ○ 損 |
| グンル 及び ネの 摩 亀 裂 損 傷 | | | | 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 及び ○ 摩 ○ 点 ○ 損 ○ 損 ○ 損 ○ 損 ○ 損 ○ 損 ○ 損 |
| ピン ル の 摩 亀 裂 | | | 12月 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 及び ○ 摩 ○ 点 ○ 損 ○ 損 ○ 損 ○ 損 ○ 損 ○ 損 ○ 損 |

| | | | | | | | |
|----------|--------------------|-----|-----|----|-----|----|--|
| | び損傷 | | | | | | |
| 座席 | ※座席ベルト(シート・ベルト)の状態 | | 12月 | | 12月 | | ○ シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検します。また、バックルを操作してかみ具合に異状がないかを点検します。 |
| 開扉発車防止装置 | 機能 | | | | 12月 | | ○ 乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検します。 |
| その他 | シヤシ各部の給油脂状態 | | 6月 | 6月 | 3月 | 3月 | ○ シヤシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検します。 ○ 給油脂部のダスト・ブーツの破損及び並びにグリース・ニップルの脱落及び緩みを点検します。 ○ 自動給脂装置のスイッチの操作し、パイロットランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検します。 |
| | 車載式故障診断装置の診断結果 | 12月 | 12月 | | 12月 | | <スキャンツールを用いる場合> ○ スキャンツールの接続部の車載式故障診断装置と接続し診断の結果を読み取ることを点検します。 <識別表示を用いる場合> ○ イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯するのを確認し、診断の対象となる識別表示が点滅しなくなるまで点検します。(ただし、エンジンメーター等に点検を行うと、その方法により点検します。) |

(2) 二輪自動車

| 点検箇所 | 点検項目 | 点検時期 (年又は月ごと) | | 点検の実施方法 | |
|------------------------|-----------|------------------|----------|---------|---|
| | | 自家用自動車など | 自家用貨物車など | | |
| かじ取り装置(ハンドル、フロント・フォーク) | ハンドル | 操作具合 | 2年 | 1年 | ○ フロント・ホイールを浮かせて、手でハンドルを左右に動かし、左右の動きがスムーズであるかを点検します。 ○ ハンドルに対して前輪の曲がり(ひねり)がないかを目視などにより点検します。 ○ 走行して、ハンドルが異状に振れたり、取られないか、また、操作が異常に重くないかを点検します。 |
| | フロント・フォーク | 損傷 | 2年 | 1年 | ○ フロント・フォークに損傷及び曲がりなどがないかを目視により点検します。 ○ フロント・フォークを上下に作動させて、フロント・フォークに異音、油漏れなどがないかを点検します。 |
| | | ステアリング・ステムの取付状態 | 2年 | 1年 | ○ ステアリング・ステムの締付ボルト及びナットに緩みがないかをスパナなどにより点検します。 |
| | | ステアリン | 1年 | 6月 | ○ ホイールを浮かした状態で、手で |

| | | | | | |
|------------|----------------------------|---------------|------|------------------------|--|
| | | グ・システムの軸受部分がた | | | フロント・軸は状態が正常であるか、また軸受の油圧式のものに異常がないかを確認する。また、軸受の油圧式のものに異常がないかを確認する。 |
| 制動装置(ブレーキ) | ブレーキペダル及びキー | 遊び | 1年 | 6月 | ○ ブレーキペダル遊びの調整を行う。また、ブレーキペダル遊びの調整を行う。 |
| | | ブレーキの効き具合 | 1年 | 6月 | ○ 乾燥した路面を走行し、ブレーキペダルを踏んで制動を確認する。 |
| | ロード及びケーブル類 | 緩み、がた及び損傷 | 1年 | 6月 | ○ ブレーキケーブルの緩み、がた及び損傷を確認する。 |
| | ホース及びパイプ | 漏れ、損傷及び取付状態 | 1年 | 6月 | ○ ブレーキホース及びパイプの漏れ、損傷及び取付状態を確認する。 |
| | マスタ・シリンダー、ホイールシリンダー及びキャリパー | 機能、摩耗及び損傷 | 2年 | 1年 | ○ ブレーキマスタ・シリンダー、ホイールシリンダー及びキャリパーの機能、摩耗及び損傷を確認する。 |
| | | 液漏れ | 1年 | 6月 | ○ マスタ・シリンダー及びホイールシリンダーの液漏れを確認する。 |
| ブレーキ・ドラム | ドラムとライニングと | 1年距離 | 6月距離 | ○ ブレーキドラムとライニングの調整を行う。 | |

| | | | | |
|----------------|---------------------|------|------|---|
| 及びブレーキ・シュー | のすき間 | | | て手で回したとき、引きずりがないかを点検します。 |
| | シムナーの摺動部分及びライニングの摩耗 | 1年距離 | 6月距離 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ブレーキシューのライニングに異常な摩耗やひび割れ、異状が目視で確認できる場合は、必要に応じて交換してください。 ○ シューのライニングの摩耗が規定値を超えている場合は、交換してください。 |
| | ドラムの摩耗及び損傷 | 2年 | 1年 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ブレーキドラムの摩耗が規定値を超えている場合は、交換してください。 ○ ドラムの表面に亀裂や凹凸がある場合は、交換してください。 |
| | ディスクとパッドとのすき間 | 1年距離 | 6月距離 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ブレーキディスクとパッドとのすき間が規定値を超えている場合は、調整してください。 |
| ブレーキ・ディスク及びパッド | パッドの摩耗 | 1年距離 | 6月距離 | <ul style="list-style-type: none"> ○ キャリパーパッドの摩耗が規定値を超えている場合は、交換してください。 |
| | ディスクの摩耗及び損傷 | 2年 | 1年 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ディスクに摩耗やひび割れ、異状が目視で確認できる場合は、交換してください。 |
| | ディスクとパッドとのすき間 | 1年距離 | 6月距離 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ブレーキディスクとパッドとのすき間が規定値を超えている場合は、調整してください。 |
| 走行装置 | ホイール | 1年距離 | 6月距離 | <ul style="list-style-type: none"> ○ タイヤの空気圧が規定値に保たれていることを確認してください。 ○ タイヤの摩耗が規定値を超えている場合は、交換してください。 ○ タイヤの表面に異状や亀裂がある場合は、交換してください。 ○ ホイールのバランスがとれていることを確認してください。 ○ ホイールのボルトが緩んでいないことを確認してください。 |
| | ホイール・ナット及び | 1年 | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ アクスル・シャフトとアクスル・ホルダの締付ナット及びボルトに緩 |

| | | | | | |
|--------|-------------------|--------------------|----------|----------|--|
| | | ホイール・ボルトの緩み | | | 目視により、ナットが締め込まれていないか、緩みの有無を確認する。 |
| | | フロント・ホイールベアリングの音がた | 1年 距離 | 6月 距離 | ○ フロント・ホイールベアリングの音がたか、異音・異振りが発生しないか、異音・異振りが発生した場合、異音・異振りが発生しないかを確認する。 |
| | | リヤ・ホイールベアリングの音がた | 1年 距離 | 6月 距離 | ○ リヤ・ホイールベアリングの音がたか、異音・異振りが発生しないか、異音・異振りが発生した場合、異音・異振りが発生しないかを確認する。 |
| 緩衝装置 | サスペンション（グム・スプリング） | 連結部及びアームの損傷 | 2年 | 1年 | ○ スプリング・アーム・リヤ・シヤ・ブローバなど、損傷の有無を確認する。 ○ スプリング・アーム・リヤ・シヤ・ブローバなど、損傷の有無を確認する。 ○ オーク・アーム・リヤ・シヤ・ブローバなど、損傷の有無を確認する。 |
| | ショック・アブソーバ | 油漏れ及び損傷 | 2年 | 1年 | ○ フロント・ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷を確認する。 |
| 動力伝達装置 | クラッチ | クラッチレバーの遊び | 1年 | 6月 | ○ クラッチレバーの遊びを規定値以内であることを確認する。 |
| | | 作用 | 2年 | 1年 | ○ アイドリング時にクラッチレバーを操作すると、クラッチが噛みつかず、スムーズに発進するかどうかを確認する。 ○ 自動クラッチの場合、エンジンが止まっている状態でクラッチレバーを操作すると、クラッチが噛みつかず、スムーズに発進するかどうかを確認する。 |
| | トランスミッション | 油漏れ及び油量 | 1年 距離 | 6月 距離 | ○ トランスミッションの油漏れ及び油量を確認する。 ○ エンジンが止まっている状態で、エンジンオイルレベルゲージを確認する。 |
| | プロペラシャフトドライブ | 継手部の音がた | 2年 | 1年 | ○ エンジンが止まっている状態で、プロペラシャフトドライブの継手部の音がたか、異音・異振りが発生しないかを確認する。 |

| | | | | | |
|-----------|--------------|--------------------|------|------|---|
| | シャフト | | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ す。ブーツに亀裂及び損傷がないか目視などにより点検します。 |
| | チェーン及びスプロケット | チェーンの緩み | 1年 | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ リヤ・ホイルを浮かせ、ホイールを点検し、給油状態を点検し、チェーンの中央を点検し、スプロケットのたわみなどを点検します。 |
| | | スプロケットの取付状態及び摩耗 | 1年 | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ スプロケットの取付ナット及びボルトに緩みがないかを点検します。 ○ スプロケットに摩耗及び損傷がないかを点検します。 |
| | ドライブ・ベルト | 摩耗及び損傷 | 1年距離 | 6月距離 | <ul style="list-style-type: none"> ○ アイドリング又は空ぶかしの状態で異音がないかを点検します。 ○ 走行して、変速が円滑にできるかを点検します。 |
| 電気装置 | 点火装置 | 点火プラグ（スパーク・プラグ）の状態 | 1年距離 | 6月距離 | <ul style="list-style-type: none"> ○ スパーク・プラグ（白金プラグ）及びイリジウム・プラグを点検し、汚れ、損傷及び摩耗がないかを点検し、必要に応じて交換します。 ○ 電極の絶縁子に焼損がないかを点検し、中心電極と接地電極との間隙（プラグ・ギャップ）が規定の範囲内であることを点検します。 |
| | | 点火時期 | 1年 | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ エンジン暖機後、アイドリング状態でタイミンクが適切であることを点検します。 |
| | バッテリー | ターミナル部の接続状態 | 1年 | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ターミナル部に、緩み及び腐食がないかを点検します。 |
| | 電気配線 | 接続部の緩み及び損傷 | 2年 | 1年 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気配線の接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検します。 ○ ハンドルを動かしたときにフレームとフロント・フォークとの間に点検します。 ○ 電気配線に損傷がないか及びクランプに緩みがないかを点検します。 |
| 原動機（エンジン） | 本体 | 低速及び加速の状態 | 1年 | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転数が規定の範囲内にあるかを点検します。 ○ エンジン徐々に加速したとき、スロットル・グリップに引っかかりがないか、かつエンジン・スムーズに回転するかどうかを走行中に点検します。 |
| | | 排気の状態 | 1年 | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲内にあるかを点検します。 ○ 排気ガスの色が白煙及び黒煙でないかを点検します。 |

| | | | | | |
|------|--------------------------|-------|------|--|--|
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の項目に異常がないことを確認するか、又はアイドリング時のCO（一酸化炭素）及びHC（炭化水素）の排出濃度をCO・HCテストにより点検します。 確認項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ エンジンオイルの汚れ及び量 ・ スロットル・バルブ及びチョークバルブの作動 ・ 燃料装置のリンク機構の状態 ・ エグゾースト・パイプ、マフラーの緩み及び損傷 ・ 原動機のかかり具合及び異音 ・ キャブレタの同調 ・ 原動機本体の弁すき間 ・ 低速及び加速の状態 ・ 点火時期 ・ ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷 ・ 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷及び取付状態 ・ 一酸化炭素等発散防止装置の二次空気供給装置の機能 ・ マフラーの機能 | |
| | エア・クリナー・エレメントの状態 | 1年距離 | 6月距離 | <ul style="list-style-type: none"> ○ エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視などにより点検します。 | |
| 潤滑装置 | 油漏れ | 1年 | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ シリンダ、クランク・ケース、オイル・パイプ、オイル・ホースなどから油漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ 2サイクル・エンジンにあっては、オイル・ポンプの取付部、オイル・タンクなどから油漏れがないかを目視などにより点検します。 | |
| 燃料装置 | 燃料漏れ | 1年 | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ フェューエル・タンク、フェューエル・コック、ホース、パイプ及びキャブレタなどから燃料漏れがないかを、フェューエル・コックのすべてを切替位置で目視などにより点検します。 ○ フェューエル・ホース及びパイプに損傷及び劣化がないかを目視などにより点検します。 | |
| | リンク機構の状態 | 1年 | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ リンク機構がスムーズに動くかをスロットル・グリップの操作により点検します。 | |
| | スロットル・バルブ及びチョーク・バルブの作動状態 | 1年 | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ スロットル・バルブ及びチョーク・バルブがスムーズに動くかをスロットル・グリップ、チョーク・レバーなどを操作して点検します。 | |
| 冷却装置 | 水漏れ | 1年 | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ アイドリング状態又はラジエータ・キャップ・テストで加圧した状態で、ラジエータ、ウォータ・ポンプ、ラジエータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ ラジエータ・ホースに損傷及び劣化がないか、かつ、ホースのクランプ類に緩みがないかを目視などにより点検します。 | |
| ばい煙、 | ブローバイ・ガス還元装置 | 配管の損傷 | 2年 | 1年 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 目視などにより、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ホース、パイプなどの配管に劣化及び損傷がないか。 |

| | | | | | |
|-----------------------|-----------------|--------------------|----|---|--|
| 悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置 | 燃料蒸発抑制装置 | 配管等の損傷 | 2年 | 1年 | ・ クランプの取付状態に異状がないか。 ○ ホース、パイプなどに損傷がないかを目視などにより点検します。 |
| | | チャコール・キャニスタの詰まりと損傷 | 2年 | 1年 | ○ チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検します。 ○ パージ・コントロールバルブのフューエル側を強く吹いたとき通気し、吸気側を強く吹いたとき通気しないことと、たまに通気するときはチャコール・キャニスタを点検します。 ○ チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検します。 |
| | | チェック・バルブの機能 | 2年 | 1年 | ○ チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側を交互にエアを送り、通気状態に差があるかを点検します。 |
| | 一酸化炭素等発散防止装置 | 二次空気供給装置の機能 | 2年 | 1年 | ○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをクリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。(ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。) |
| | | 配管の損傷及び取付状態 | 2年 | 1年 | ○ ホース及びパイプに損傷、外れなどが目視などにより点検します。 |
| | エグゾースト・パイプ及びマフラ | 取付けの緩み及び損傷 | 1年 | 6月 | ○ エグゾースト・パイプとマフラの接続部及び取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ○ 損傷、排気ガスの漏れ及び他の部分との接触のおそれがないかを目視などにより点検します。 |
| マフラの機能 | | 2年 | 1年 | ○ エンジンの回転数を変化させて、排気音に異状がないかを聴くことなどにより点検します。 | |
| フレーム | 緩み及び損傷 | 1年 | 6月 | ○ フレームなどのボルト及びナットに緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、フレームなどに損傷がないかを目視などにより点検します。 | |
| その他 | シャシ各部の給油脂状態 | 1年 | 6月 | ○ シャシ各部の給油脂状態が十分であるかを目視などにより点検します。 | |

4 整備の実施の方法

ここでは、「2 日常点検の実施の方法」や「3 定期点検の実施の方法」に基づき点検を行った結果又は点検を行わなくても使用状況等によって、清掃、調整、交換などの整備が必要となった場合、通常行われることが多いものの代表例について、その実施の方法を説明しています。

整備の際に、特に注意を要する事項は、次のとおりです。

- ① 安全な場所を選ぶ。
- ② ユーザー自身が整備を行おうとする場合は、知識、技量の範囲内で行う。
- ③ 適切な工具を使用する。
- ④ エンジンは停止状態で行う。
- ⑤ 駐車ブレーキ・レバーを十分に引き、車輪に輪止めをかけるなどして、車両を動かさないようにして行う。
- ⑥ 自動車をリフト・アップする場合には、適切なジャッキ、スタンド、リフトなどを使用して

安全に行う。(自動車に備付けの簡易なジャッキは、タイヤ交換時に使用するものです。)

- ⑦ 廃棄部品や油脂液類は、環境に悪影響を与えないよう適切に処理を行う。
 (1) 四輪自動車など

| 装置 | 整備項目 | 整備の実施方法 | 注意事項 |
|------------|----------|--|---|
| 制動装置(ブレーキ) | ブレーキ液の補給 | (1) ブレーキ液が不足している場合は、ブレーキ液のリザーバ・タンクのキャップを外し、上限(MAX)までブレーキ液を補給します。 (2) 補給後は、キャップを確実に締め付けます。 | (1) ブレーキ液は、上限(MAX)を超えて補給しないでください。 (2) ブレーキ液を補給するときは、タンク内にごみなどが入らないように十分注意してください。 (3) ブレーキ液を補給するときは、こぼさないようにしてください。車体にこぼしたときは、拭き取ってください。 (4) 補給はエンジンが冷えてから行ってください。エンジン温度が高いときに、排気系統へブレーキ液が付くと発煙する危険があります。 (5) ブレーキ液は、車両にあった品質のものを使用してください。 (ブレーキ液の規格は、リザーバ・タンクのキャップの上面などに表示してあります。) 異質のものを混用すると、性能が低下したり、ホースなどのゴム部品の損傷を早めるおそれがあります。 (6) ブレーキ液の減り具合が著しいときは、ブレーキ系統の液漏れが考えられます。 |
| 走行装置 | タイヤの交換 | (1) 工具、ジャッキ及びスペア・タイヤを取り出し、ブレーキレバーを十分の対角線(例：右後輪の前)に交換する位置を前輪の軸に近づけてジャッキをかけます。 (2) ホール・ナットを少し(約1回転)緩めます。 (3) タイヤが地面から少し浮くまで静かにジャッキアップします。 (4) ホール・ナットを外し、タイヤを交換します。 (5) 大型車のタイヤ交換の場合、「3定期点検の実施の方法」の「ホイール・ナットの損傷(大型車における点検)」に示す方法による点検を行います。 (6) ディスク・ホイールがたつかなければ、この大きな斜め部分(テール部)のホイール・ナットが均等に密着するように締め付けます。 (7) ジャッキを下げ、ホイール・ナットを対角線の順序で2、3回に分けて、徐々に締め付けます。最後は確実に行ってください。(最後の締め付け方法は、車の種類によって異なりますので、定められた方法で確実に締め付けてください。) (8) ジャッキを外して、工具、 | (1) ジャッキアップ中は危険ですからエンジンかけたり、車の下に潜り込んだり、のぞき込まないようご注意ください。 (2) 取り出したスペア・タイヤは、ジャッキが外れたときの危険防止のため、ジャッキ近くの車体下部に設置します。 (3) 締め付けるときは、レンチを足で踏んだり、パイプなどを使用して必要以上に締め付けないでください。 (4) 万一、パンクにより路上でタイヤを交換するときは、交通の邪魔にならないよう、安全に作業できる平坦な地面の硬いところを選びます。 (5) また、非常点滅表示灯や停止表示器材で後続車に注意を促し、同乗者は降ろしてください。 (6) インナー・ナット付ダブル・タイヤの場合 ① 内側と外側のエア・バルブ位置をずらして取り付けてください。 ② 内輪を交換したときは、インナー・ナットを完全に締め付けた後、外輪を取り付けてください。 ③ 外輪だけを交換するときは、インナー・ナットが確実に締め付けられていることを確認してください。 (7) 車によっては、ホイール・ナットが、車両の右側のもは右ねじ、左側のもは左ねじになっているものがありますので、緩めたり締め付けたりするときは、その方向に注意してください。 (8) ホイール・ナットの締め付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互にかつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締め付ける方法で行い、最後にトルクレンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。 (9) スチール製ディスク・ホイール又はアルミ製ディスク・ホイールの取付けには、それぞれ専用のホイール・ボルト及びホイール・ナットが必要な場合があります。このように車両では、アルミ製ディスク・ホイールからスチール製ディスク・ホイール |

| | | | |
|------|---|---|---|
| | | <p>ヤイす。換取りの生100k タマヤルが50〜1と規定め した付タイ染み50〜1と規定め 交換片・ホ馴的望、ど製う。 交に合・な般も、ど製う。 び置場ク度一般も、ど製う。 及位のス適(一般も、ど製う。 キの車イに後後ま用(クナ ッ定型デ走走をクル・こ ジヤ所大、状態行いをクル・こ (11) 後付るれントる一す。 (12) 後付るれントる一す。</p> | <p>ル又はスチー・製・デ・イ・ス・ク・ホ・イ・ル・か アルミ専用交換ディスク・ホルト ル・ナットに交換してください。</p> |
| 電気装置 | <p>バッテリー部 ナ部 清掃</p> | <p>(1) ターミナ があおしは、とタ (2) ーミは、ワイ (3) リー</p> <p>ミと、白ぬく、ペ ナキタ粉ま落ち、ワイ ルは、湯を落ち、ワイ 部に清ミ付をま落ち、ワイ 汚し、湿す。腐ナ れま、した腐ナ やす。腐布が著し 腐食、食拭取サ 腐食、腐拭取サ やす。腐布が著し れま、した腐ナ 汚し、湿す。腐ナ 部に清ミ付をま落ち、ワイ 腐食、食拭取サ 腐食、食拭取サ やす。腐布が著し</p> | <p>(1) バッテリの整備を行うときは、必ずエン ジンを停止させてください。 (2) 作業中、バッテリーの端子が工具など によりショートする危険です。注意し てください。 (3) 清掃のときは、バッテリー槽内に異物が入 らないように注液口のキャップを締めてお いてください。 (4) ターミナからバッテリー端子を取り外す 場合は、ターミナ側の端子から外してくださ い。また、取り付ける場合は、アース側の 端子を最後に取り付けてください。 (5) ターミナ部に緩みが生じないように確 実に締め付けてください。</p> |
| | <p>バッテリー給 液の補給</p> | <p>(1) バッテリー液が不足している各 場合は、上限(UPPER LEVEL)を (2) 補給後は、精製水を補給し、 締め付けます。</p> | <p>バッテリー液は、腐食性が大きく皮膚炎を起 こしたり、金属を腐食させるなど非常に危 険なため、人体、衣服、車体などに付着し ないよう取扱いには十分注意してください。 (メンテナンス・フリー・バッテリー(密封型)の 場合は、バッテリーにはってある注意書きに 従ってください。)</p> |
| | <p>ヒューズ の交換 ○ 灯火(前照灯、 方向指示器、 窓拭ワイパー) ○ 洗浄装置(ウ シナ)</p> | <p>(1) エンジン・スイッチを切り 故障状況から、点検すべ キューズをヒューズ表に (2) ヒューズが切れている場 合は、ヒューズ指定の 容量のヒューズと交換し ます。</p> | <p>(1) 指定容量を超えるヒューズ、針金、銀紙 などは、配線の加熱、焼損の原因になるの で使用しないでください。 (2) 交換してもすぐにヒューズが切れる場合 は、他の原因が考えられます。</p> |
| 原 | エア・ク | (1) クリップ、ナットなどの締 | (1) カバーを取り外したとき、ナットをキャ |

| | | | |
|------------------|-----------------|---|--|
| 動機 (エンジン) | リーナ・メン エトの交換 | <p>付外し、カバーを取り 具ます。紙タイプの場 を紙の傷つけないよ ろ紙をから又又は空 たくかなど、圧縮き 側かなどを吹き飛ば 塵い。 なお、湿式ろ紙タイ 合は、清掃すろ紙タイ 引起、すおそれが詰 清掃し、すいでさあ エエレメントを交換 エエレメントの取付 バーの取付方向が いてのも、その方 て、カバーを取り付 プ、ナットなど、ク 確実に締め付けます。</p> | <p>ブレータ内などに落 してくりださない。カ を取り外したカバー、 ルーミー内に置いたり けがす。部品が破損 ありま</p> <p>(2) エンジン・エンジ をか おそれ</p> |
| エンジン・オイルの補給 | | <p>(1) オイル・フィルタ・キャップ を外し、オイルを補給 す。 (2) オイル補給後、オイルの が規定の範囲にある ル・レベルゲージで ます。 (3) オイル・フィルタ・キャ を確実に取り付けま</p> | <p>(1) 作業は平坦な場所 (2) オイルは、車両にあ 用してください。 (3) 補給するときは、 みなどが入らないよ (4) オイルの量は規定 (5) オイルをこぼした ってください。</p> |
| ジーゼル車の燃料フィルタの水抜き | | <p>燃料フィルタ又は水分 底に水を皿に受けて、 に受け皿を置いて、水 グを緩めて排水し、 なお、操作中、ポン ンプを操作して早く 排水してください。</p> | <p>周囲に付着した燃料を よく拭き取ってください。</p> |
| ジーゼル車の燃料系エア抜き | | <p>(1) 燃料フィルタ又は噴 のエ工具により緩め 中エアーが泡がなが イミッシング・ポン 混入したエアを抜 なお、燃料系にエ ると、エンジンが くならず、エンジン (3) エア抜き後は、 グ・ポンプとエア・ 固定します。</p> | <p>(1) エア・プラグ、燃 料漏れがないかを確認 (2) 周囲に付着した 燃料をよく拭き取っ</p> |
| 冷却水の補給 | | <p>(リザーバ・タンク付きの車両) (1) 冷却水が不足してい は、リザーバ・タンク ップを外し、タンクの LL)まで冷却水を補 (2) 通常は、ラジエタ ップを外さないでく ただし、リザーバ・ に冷却水がないとき エーターのキャップ エーターの元口をば 補給します。 (3) 補給後はキャッ 取り付けます。 (リザーバ・タンクなしの車両) (1) ラジエタ・キャッ し、冷却水を規定の 給します。 (2) 補給後はラジエ ップを確実に取り</p> | <p>(1) 冷却水は上限(FULL) ください。 冷却水の温度が高い ラジエタ・キャップ 危険です。水温が下 などでキャップを包 (2) 冷却水の減り具 合が著しいときは、 ラジエタ本体、ホー スなどからの水漏れ が考えられます。</p> |

| | 冷却水の交換 | <p>(冷却水の抜き方)</p> <p>(1) ラジエータ・キャップを外し、次にドレン・プラグを外し、冷却水を抜きます。</p> <p>(2) リザーバ・タンクの冷却水も同時に抜きます。</p> <p>(冷却水の入れ方)</p> <p>(1) ラジエータのドレン・プラグを確実に締め付けます。</p> <p>(2) 室内のヒータの温度調整レバーを「HOT」の位置にします。</p> <p>(3) リザーバ・タンク付きの車両の場合は、冷却水をラジエータの口元まで入れ、次にリザーバ・タンクの上限(FULL)まで入れます。また、リザーバ・タンクなしの車両の場合は冷却水をラジエータの規定の量まで入れます。</p> <p>(4) 補給後はキャップを確実に取り付けます。</p> <p>(5) エンジン^を始動させ、しばらくたってからエンジンを停止させ、ラジエータ・キャップを外して冷却水の減り具合を確認し、減り具合が著しいときは、冷却水を補給します。</p> <p>(6) 補給後はラジエータ・キャップを確実に取り付けます。</p> | <p>(1) 冷却水の温度が高いとき、急にラジエータ・キャップを外すと蒸気や熱湯が吹き出し危険です。水温が下がってから、布きれなどでキャップを包み静かに開けてください。</p> <p>(2) ロング・ライフ・クーラント、不凍液などは、車両にあった品質のものを使用してください。</p> | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------------------------|---|--|------|------|----|--------------|------------|--------|--------------|------------|---------|-------|------------|--|
| その他 | 洗浄液噴射装置(ウインド・ウォッシュ液)の補給 | <p>ウインド・ウォッシュ液の原液の希釈割合は気温によって異なるので、次の割合を参考にして希釈した洗浄液をタンクに補給します。</p> <table border="1" data-bbox="379 1151 785 1456"> <thead> <tr> <th>使用地域・季節</th> <th>希釈割合</th> <th>凍結温度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常</td> <td>原液 1 に水 2</td> <td>-10℃ 程度</td> </tr> <tr> <td>寒冷地の冬季</td> <td>原液 1 に水 1</td> <td>-20℃ 程度</td> </tr> <tr> <td>極寒冷地の冬季</td> <td>原液のまま</td> <td>-50℃ 程度</td> </tr> </tbody> </table> | 使用地域・季節 | 希釈割合 | 凍結温度 | 通常 | 原液 1 に水 2 | -10℃ 程度 | 寒冷地の冬季 | 原液 1 に水 1 | -20℃ 程度 | 極寒冷地の冬季 | 原液のまま | -50℃ 程度 | <p>タンクが空のままウインド・ウォッシュ液を使用すると、モーターが破損することがあります。</p> |
| 使用地域・季節 | 希釈割合 | 凍結温度 | | | | | | | | | | | | | |
| 通常 | 原液 1 に水 2 | -10℃ 程度 | | | | | | | | | | | | | |
| 寒冷地の冬季 | 原液 1 に水 1 | -20℃ 程度 | | | | | | | | | | | | | |
| 極寒冷地の冬季 | 原液のまま | -50℃ 程度 | | | | | | | | | | | | | |
| | 窓拭器(ワイパー)のブレードの交換 | <p>ワイパーのアームを起こし、ブレード取付部を外してブレードを交換します。</p> | <p>(1) 車の種類により左右のブレードの長さが異なる場合がありますので、取り外す前に長さを確認しておいてください。</p> <p>(2) 収納型ワイパー(コンシールド・タイプ)の場合は、ワイパーを作動させ、アームが上方に向いたときエンジン・スイッチを切り、作動を停止させてから作業します。なお、アームを起こしたまま作動させると車体に傷を付けることがあります。</p> <p>(3) ブレードを取り外したとき、アームを倒すとガラスに傷を付けることがあります。</p> | | | | | | | | | | | | |

(2) 二輪自動車

| 装置 | 整備項目 | 整備の実施方法 | 注意事項 |
|---------|----------|---|--|
| 制動装置() | ブレーキ液の補給 | <p>(1) ブレーキ液が不足している場合は、ブレーキ液のリザーバ・タンクのキャップを外し、上限(MAX)までブレーキ液を補給します。</p> | <p>(1) ブレーキ液は、上限(MAX)を超えて補給しないでください。</p> <p>(2) ブレーキ液を補給するときは、タンク内にごみなどが入らないように十分注意してください。</p> |

| | | | |
|--------|--------------------------------|--|--|
| ブレーキ | | (2) 補給後は、キャップを確実に締め付けます。 | (3) ブレーキ液は、車両にあつた品質のものを使用してください。異質が混ざると性能が低下する場合があります。 (4) ブレーキ液の減り具合が著しいときは、ブレーキシステムの液漏れが考えられます。 |
| | フロントブレーキ・リヤブレーキの遊びの調整(クレープ除く。) | (1) ブレーキ・パネルの遊び調整後、手で遊びを確かめ、確認遊びは規定の範囲内にしてください。 (2) ブレーキ・パネルの遊び調整後、手で遊びを確かめ、確認遊びは規定の範囲内にしてください。 (3) ブレーキ・パネルの遊び調整後、手で遊びを確かめ、確認遊びは規定の範囲内にしてください。 | |
| | リヤ・ブレーキの遊びの調整(クレープ除く。) | (1) ブレーキ・パネルの遊び調整後、手で遊びを確かめ、確認遊びは規定の範囲内にしてください。 (2) ブレーキ・パネルの遊び調整後、手で遊びを確かめ、確認遊びは規定の範囲内にしてください。 (3) ブレーキ・パネルの遊び調整後、手で遊びを確かめ、確認遊びは規定の範囲内にしてください。 | |
| 緩衝装置 | リヤ・ショックアブの調整 | スプリングの強弱を調整します。 | アジャスタによる調整は、左右の ^{そろ} 揃いがないよう位置又は数字などを合わせて行ってください。 |
| 動力伝達装置 | クラッチの遊び調整(油除く。) | (1) クラッチのアジャスタは、調整後、手で遊びを確かめ、確認遊びは規定の範囲内にしてください。 (2) クラッチのアジャスタは、調整後、手で遊びを確かめ、確認遊びは規定の範囲内にしてください。 (3) クラッチのアジャスタは、調整後、手で遊びを確かめ、確認遊びは規定の範囲内にしてください。 | |
| 電気装置 | バッテリー部の清掃 | (1) ターミナル部は、清掃時に腐食が起らないよう、腐食防止剤を塗布してください。 (2) ターミナル部は、清掃時に腐食が起らないよう、腐食防止剤を塗布してください。 (3) ターミナル部は、清掃時に腐食が起らないよう、腐食防止剤を塗布してください。 | (1) バッテリーの整備を行うときは、必ずエンジンを停止してください。 (2) 作業中、バッテリーの＋端子が工具などによりショートすると危険です。注意してください。 (3) 清掃のときは、バッテリー槽内に異物が入らないよう注液口のキャップを締めつけておいてください。 (4) ターミナルからバッテリー端子を取り外す場合は、アース側の端子から外してください。 (5) また、取り付けの場合は、アース側の端子を最後に取り付けてください。 (6) ターミナル部に緩みが生じないように確実に締め付けてください。 |
| | バッテリー液の補給 | (1) バッテリー液が不足している場合は、キャップを外し、各槽とも上限(UPPER—LEVEL)まで | バッテリー液は、腐食性が大きく皮膚炎を起したり、金属を腐食させるなど非常に危険なため、人体、衣服、車体などに付着しない |

| | | | |
|------------------|--|--|--|
| | | <p>で精製水を補給します。</p> <p>(2) 補給後はキャップを確実に締め付けます。</p> | <p>よう取扱いには十分注意してください。(メンテナンス・フリー・バッテリー(密封型)の場合は、バッテリーにはってある注意書きに従ってください。)</p> |
| | <p>ヒューズ交換灯火装置(灯前照灯、灯など)</p> <p>○ 方向指示器</p> | <p>(1) エンジン・スイッチを切り、故障状況から点検すべきヒューズ表示に従って確認し、ヒューズが切れていないかを点検します。</p> <p>(2) ヒューズが切れている場合は、ヒューズ・ボックスの表示に従い、指定されている容量のヒューズと交換します。</p> | <p>(1) 指定容量を超えるヒューズ、針金、銀紙などは、配線の加熱、焼損の原因になるので使用しないでください。</p> <p>(2) 交換してもすぐにヒューズが切れる場合は、他の原因が考えられます。</p> |
| <p>原動機(エンジン)</p> | <p>エア・クリエレクトの清掃、交換</p> | <p>(1) クリップ、ナットなどの締め具を外し、カバーを取り外します。</p> <p>(2) 湿式ウレタン・タイプの場合は、洗浄油で洗って乾燥させ、後オイルに浸し、固く仕上げた後、乾式ろ紙タイプの場合は、ろ紙をかき取り、軽くたたか、圧縮機の内側から圧縮機を吹き飛ばしてください。</p> <p>なお、湿式ろ紙タイプの場合は、清掃するときに目詰まりを引き起こさないでください。</p> <p>(3) エレメントを交換する際は、エレメントの取り付け方向が定められているものに従ってください。</p> <p>(4) カバーを取り付け、クリップ、ナットなどの締め具を確実に締め付けます。</p> | <p>湿式ウレタン・タイプの場合は、車両にあった品質のオイルを使用してください。</p> |
| | <p>エンジン・オイルの補給</p> | <p>(1) オイル・フィラ・キャップを外し、オイルを補給します。</p> <p>(2) オイル補給後、オイルの量が規定の範囲にあるかをレベル・ゲージで確認します。</p> <p>(3) オイル・フィラ・キャップを確実に取り付けます。</p> | <p>(1) 作業は平坦な場所で行います。</p> <p>(2) オイルは、車両にあった品質のものを使用してください。</p> <p>(3) 補給するときは、オイル・フィラからごみなどが入らないようにしてください。</p> <p>(4) オイルの量は規定の範囲の上限(MAX)を超えないようにしてください。</p> <p>(5) オイルをこぼしたときは、完全に拭き取ってください。</p> |
| | <p>冷却水の補給</p> | <p>(リザーバ・タンク付きの車両)</p> <p>(1) 冷却水が不足している場合は、リザーバ・タンクのキャップを外し、タンクの上限(FULL)まで冷却水を補給します。</p> <p>(2) 通常は、ラジエータ・キャップを外さないでください。ただし、リザーバ・タンクに冷却水がないときは、ラジエータのキャップを外し、ラジエータの口元いっぱいまで補給します。</p> <p>(3) 補給後はキャップを確実に取り付けます。</p> <p>(リザーバ・タンクなしの車両)</p> <p>(1) ラジエータ・キャップを外し、冷却水を規定の量まで補給します。</p> <p>(2) 補給後はラジエータ・キャップを確実に取り付けます。</p> | <p>(1) 冷却水は上限(FULL)を超えて入れないでください。</p> <p>冷却水の温度が高いとき、急にラジエータ・キャップを外すと蒸気や熱湯が吹き出し危険です。水温が下がってから、布きれなどでキャップを包み、静かに開けてください。</p> <p>(2) 冷却水の減り具合が著しいときは、ラジエータ本体、ホースなどからの水漏れが考えられます。</p> |
| | <p>冷却水の</p> | <p>(冷却水の抜き方)</p> | <p>(1) 冷却水の温度が高いとき、急にラジエー</p> |

| | | | |
|-----|-------------|---|---|
| | 交換 | <p>(1) ラジエーター・キャップを外し、次に冷却水を抜き、リザーバ・タンクの冷却水も同時に抜きます。(冷却水の入れ方)</p> <p>(1) ラジエーターのドレン・プラグを確実に締め付けます。</p> <p>(2) リザーバ・タンク付きの車両の場合は、冷却水をラジエーターの口元まで入れ、次にリザーバ・タンクの上(上限)まで入れます。また、リザーバ・タンクなしの車両の場合は、冷却水をラジエーターの規定の量まで入れます。</p> <p>(3) 給水後はキャップを確実に取り付けます。</p> <p>(4) エンジンを開始させ、しばらく回してエンジンからエントランスを外し、冷却水の減り具合を確認し、減り具合が著しいときは、冷却水を補給します。</p> <p>(5) 補給後はラジエーター・キャップを確実に取り付けます。</p> | <p>タ・キャップを外すと蒸気や熱湯が吹き出し危険です。水温が下がってから、布きなどでキャップを包み、静かに開けてください。</p> <p>(2) ロング・ライフ・クーラント、不凍液などは、車両にあった品質のものを使用してください。</p> |
| その他 | ドライブチェーンの給油 | <p>(1) リヤ・ホイールを浮かした状態で、チェーンがスプロケットに付着し、汚れを洗浄し、乾燥後、手でゆっぴり洗い、グリスを塗り、チェーンは行わない。</p> <p>(2) ホイールを浮かした状態で、チェーンがスプロケットに付着し、汚れを洗浄し、乾燥後、手でゆっぴり洗い、グリスを塗り、チェーンは行わない。</p> | <p>(1) オイルは、車両にあった品質のものを使用してください。</p> <p>(2) オイルがチェーン各部によく行きわたるようにチェーン・ローラの両側に給油してください。</p> <p>(3) 給油後は、余分なオイルは拭き取ってください。</p> |

5 その他

○点検整備記録簿

点検整備記録簿は、点検の結果と整備の概要を記録、保存して、自動車の維持管理に役立てるためのものであります。

点検整備記録簿は、自動車に備え付けることになっており、その保存期間は、自家用乗用自動車などにあつては2年間、その他の自動車にあつては1年間となっています。なお、自動車の維持管理と適切に継続していくことも、この記録簿を可能な限り長期間保存し、自動車の「生涯記録簿」として活用されることが望まれます。

点検整備記録簿の記載事項と記載要領は次のとおりです。

<記載事項及び記載要領>

- (1) 「点検の年月日」 ……点検を実施した年月日を記載します。
- (2) 「点検の結果」、「整備概要」 ……① それぞれの点検項目について、下表に示す作業区分に従ってチェック記号を用いるなどして、点検の結果及び必要となった整備の概要を記載します。
② 整備の概要については、交換した主な部品(ブレーキ液、ブレーキ・ホースなど)や測定結果(ブレーキ・ライニング、ブレーキ・パッドの厚みなど)なども必要に応じて記載します。
③ 点検整備の際に特定整備を行った場合には、チェック記号を○で囲むなどして記録しておきます。
- (3) 「整備を完了した年月日」 ……整備を完了した年月日を記載します。
- (4) 「車台番号」、「自動車登録番号又は車両番号」 ……自動車に備え付けの自動車検査証又は軽自動車届出済証を見て記載します。
- (5) 「点検時の総走行距離」 ……積算距離計(オドメータ)を見て点検時における自動車の総走行距離の数値を記載します。
- (6) 「点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所」 ……点検又は整備を実施した者の氏名(法人は会社名)と住所を記載します。なお、ユーザー自身が点検又は整備を実施した場合には、住所の記載は省略できます。また、点検と整備を実施した者が異なるときは、両者を記載します。

(作業区分)

| 作業区分 | 意味 | 作業例 | チェック記号の例 |
|-------------------------------------|---|---|----------|
| 点検 | 点検の結果、異状がなかった。 | — | レ |
| 整備作業 | 交換 点検の結果、交換した。(部品、油脂、液類の交換作業を示す。) | ○ ブレーキ・ライニングの交換 ○ ホイール・ベアリングの交換 ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの交換 | × |
| | 修理 点検の結果、修理した。(摩耗、損傷などのため部品を修復する作業を示す。) | ○ 電気配線の損傷の修復 ○ タイヤのパンク修理 ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの修理 | △ |
| | 調整 点検の結果、調整した。(機能維持のため、遊び、すき間、角度などを基準値に戻す作業を示す。) | ○ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間調整 ○ クラッチ・ペダルの遊び調整 | A |
| | | ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの機能調整 | |
| | 締付 点検の結果、締め付けた。(緩んだ箇所を増し締めする作業を示す。) | ○ ホイール・ナットの増し締め ○ リーフ・スプリングのUボルトの増し締め ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの取付ボルトの増し締め | T |
| | 清掃 点検の結果、清掃した。(粉塵、油などによる汚れを取り除く作業を示す。) | ○ ブレーキ・ドラム内の汚れの清掃 ○ バッテリーのターミナル部の清掃 | C |
| 給油 点検の結果、給油した。(油脂、液類を補給する作業を示す。) | ○ エンジン・オイルの補給 ○ シヤシ各部の給油脂 | L | |